

## 放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱

平成29年2月8日総情域第9号  
最終改正：平成30年3月29日総情上第47号

### (通則)

第1条 放送ネットワーク整備支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的等)

第2条 この補助金は、国が都道府県、市町村（一部事務組合又は広域連合を含む。以下同じ。）、都道府県若しくは市町村の連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる都道府県又は市町村に委任をして実施することを約した複数の都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（以下「第三セクター法人」という。）、放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第2条第1号に規定する地上基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。以下同じ。）、同条第2号の2に規定する移動受信用地上基幹放送事業者、放送法（昭和25年法律第132号）第2条第24号に規定する基幹放送局提供事業者（電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送法第2条第15号の地上基幹放送又は同条第14号の移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者に限る。以下同じ。）若しくは地上基幹放送事業者、移動受信用地上基幹放送事業者若しくは基幹放送局提供事業者の連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる地上基幹放送事業者、移動受信用地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者に委任をして実施することを約した複数の地上基幹放送事業者、移動受信用地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者をいう。）（以下「地上基幹放送事業者等」という。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）に対し、放送ネットワーク整備支援事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部補助を行うことにより、地域における放送ネットワークの整備を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、「補助事業」とは、地域における放送ネットワークの整備を図るための事業であって、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 地上基幹放送ネットワーク整備事業

都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等が所有し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークについて、放送停波による情報遮断の回避といった防災上の観点から、予備送信所の整備若しくは自然災害の影響を回避することを目的とした送信所の移転若しくは補完送信所の整備、予備送信設備、予備電源設備その他の予備放送設備の整備又は自然災害に関する迅速かつ確実な情報提供のための設備の整備を行う事業であって、都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等が行うものをいう。

## (2) 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

市町村又は第三セクター法人が所有し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送・通信ネットワークについて、放送・通信網切断による情報遮断の回避といった防災上の観点から行う次の事業をいう。

- ア 有線網切断が想定される箇所等のループ化・複線化・一部無線化（以下「ループ化等」という。）や、監視制御機能の強化に係る設備の整備を行う事業であって、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うもの。
- イ 次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域においてループ化等と同時に行う、設置後の年数が別に定める年数を超過した当該ループ化等の対象区域における既設の有線網の更改を行う事業であって、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うもの。
  - 一 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄をいう。以下同じ。）
  - 二 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。以下同じ。）
  - 三 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。以下同じ。）
  - 四 山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。以下同じ。）
  - 五 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。以下同じ。）
  - 六 特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の

促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）

七 過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。以下同じ。）

（3）ケーブルテレビネットワーク光化促進事業

市町村又は第三セクター法人の所有するケーブルテレビネットワークについて、地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、及び超高精細度映像の視聴環境の構築に資する観点から、次の各号のいずれにも該当する地域においてネットワークの光化及び送受信設備等の整備を行う事業であって、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うものをいう。

ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画にケーブルテレビの位置付けに関する記載がある市町村

イ 次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域

- 一 離島
- 二 豪雪地帯
- 三 辺地
- 四 山村
- 五 半島
- 六 特定農山村
- 七 過疎地域

ウ 財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の額は、別表に掲げる経費の総額とする。

（交付額）

第5条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる額を予算の範囲内において同表の右欄に掲げる対象となる都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等に補助する。ただし、交付決定の額は、交付決定単位ごとに、一件あたり100万円をそれぞれ下限とする。

区分	額	対象
----	---	----

地上基幹放送ネットワーク整備事業	補助対象経費の 2分の1に相当する 額	都道府県、市町村又は都道府県 若しくは市町村の連携主体
	補助対象経費の 3分の1に相当する 額	第三セクター法人、地上基幹放 送事業者等又は一般社団法人 等
地域ケーブルテレビネットワー ク整備事業	補助対象経費の 2分の1に相当する 額	市町村又は市町村の連携主体
	補助対象経費の 3分の1に相当する 額	第三セクター法人
ケーブルテレビネットワー ク光化促進事業	補助対象経費の 2分の1に相当する 額	市町村又は市町村の連携主体
	補助対象経費の 3分の1に相当する 額	第三セクター法人

2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

#### (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等（以下「申請者」という。）は、様式第1号による交付申請書を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

#### (交付決定の通知)

第7条 大臣は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式第2号による交付決定通知書

により申請者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。
- 3 大臣は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 大臣は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、様式第3号による交付申請取下げ届出書を大臣に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第9条 補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた後において、次の各号の一に該当するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した様式第4号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 経費の配分を変更するとき。ただし、別表に掲げる経費区分相互間における増減であって、それぞれの配分額のいずれか低い額の20パーセントを超えるもの以外の軽微な変更を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
  - ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
    - イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
    - ウ 補助目的及び事業能率に關係なき事業計画の細部変更である場合
  - 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。
  - 3 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第5号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号による中止(廃止)承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月5日のいずれか早い日までに、様式第9号による報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第13条 大臣は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第10号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

4 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95

パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11号による補助金精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者（都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人又は地上基幹放送事業者等を除く。）は、第1項ただし書により補助金の交付を受けたときは、遅滞なくこれを間接補助事業者（地上基幹放送事業者等又は電気通信事業者に限る。以下同じ。）に交付しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 大臣は、第9条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の处分若しくは指示に違反した場合

（2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（3）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

（4）交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第4項の規定を準用するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第12号の報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第13条第4項の規定は、前項の返還について準用するものとする。

(補助事業の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第18条 補助事業者（都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人又は地上基幹放送事業者等を除く。以下この条において同じ。）は、放送ネットワーク整備支援事業を行う間接補助事業者に補助するときは、第8条から前条まで及び第20条に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
  - (2) 間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
  - (3) 間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- 2 補助事業者は、前項により付した条件に基づき補助事業者の長が承認又は指示をする場合は、あらかじめ様式第13号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。
  - 3 補助事業者は、第1項第2号により間接補助事業者から補助事業者に財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(直接補助金交付の際付す条件)

第19条 補助事業者は、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについ

て、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ様式第13号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認を受けなければならぬ（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

- 2 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（財産の処分による収入の納付等）

第20条 補助事業者は、第18条第3項及び前条第2項の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合には、速やかに様式第13号による承認申請書又は届出書を大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項の提出があった場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずるものとする。
- 3 第1項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、大臣は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（取得財産等の処分に関する承認の特例）

第21条 第18条第2項及び第19条第1項の規定による取得財産等の処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する場合は、様式第13号による届出書の提出をもって大臣の承認があつたものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備など必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

（収益納付）

第22条 補助事業者（都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人又は地上基幹放送事業者等を除く。次項において同じ。）は、間接補助事業によって整備された施設の運営又は貸与により相当の収益が生じたと認められる場合は、当該事業を行う間接補助事業者に対し、収益の一部を補助事業者に納付すべき旨を命じることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により間接補助事業者から施設の運営又は貸与による納付があつたときは、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- 3 大臣は、当該事業を行う都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三

セクター法人又は地上基幹放送事業者等に、補助事業によって整備した施設の運営又は貸与により相当の収益が生じたと認められる場合は、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付すべき旨を命じることができる。

4 収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徴収その他前項の納付に関し必要な事項は、大臣が別に定める。

(書類の提出)

第23条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、当該都道府県又は市町村（都道府県又は市町村の連携主体を代表する都道府県又は市町村を含む。）、第三セクター法人又は地上基幹放送事業者等（連携主体にあっては、その連携主体を代表する地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者）の所在地を管轄区域とする総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して、大臣に提出するものとする。

2 地上基幹放送ネットワーク整備事業（一般社団法人等が行うものに限る。）に係る申請書その他の書類については、正本1通に副本1通を添えて、大臣に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第24条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年2月8日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成30年3月29日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、現に補助金が交付又は交付決定されている放送ネットワーク整備支援事業費補助金については、なお従前の例による。

別表

事業の区分	交付対象経費区分	内容
地上基幹放送ネットワーク整備事業	施設・設備費	<p>(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費</p> <p>(ア) 送信所</p> <p>① 局舎</p> <p>② 鉄塔</p> <p>③ 外構施設</p> <p>④ 受電設備（電力引込み送電線を含む。）</p> <p>⑤ 送受信アンテナ</p> <p>⑥ 送受信機</p> <p>⑦ 中継回線設備</p> <p>⑧ 伝送用専用線（専用線引込み線及び端末装置を含む。）</p> <p>⑨ 電源設備</p> <p>⑩ 監視制御・警報・測定装置</p> <p>(イ) 予備送信設備</p> <p>(ウ) 予備電源設備</p> <p>(エ) 予備中継回線設備</p> <p>(オ) 予備番組送出設備</p> <p>(カ) 緊急地震速報設備</p> <p>(キ) 緊急警報放送設備</p> <p>(ク) 緊急割込放送設備</p> <p>(ケ) その他事業を実施するために必要な経費</p> <p>(2) (1) に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>(3) 附帯工事費</p>
	用地取得・道路費	<p>(1) 前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）</p> <p>(2) 附帯工事費</p>
	企画・開発費	<p>(1) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む）</p> <p>(2) その他事業を実施するために必要な経費</p>
地域ケーブルテレビネットワーク整備	施設・設備費	<p>(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費</p> <p>(ア) 局舎・センター施設</p> <p>(イ) 鉄塔</p> <p>(ウ) 外構施設</p>

備事業		(エ) 伝送路設備 (オ) 無線アクセス装置 (カ) 送受信装置 (キ) 構内伝送路 (ク) 電源設備（予備電源設備を含む） (ケ) 監視制御・測定装置 (コ) ヘッドエンド装置 (サ) その他事業を実施するために必要な経費 (2) (1)に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 (3) 附帯工事費
	用地取得・道路費	(1) 前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む） (2) 附帯工事費
	企画・開発費	(1) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む） (2) その他事業を実施するために必要な経費
ケーブルテレビネットワーク光化促進事業	施設・設備費	(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費 (ア) 局舎・センター施設 (イ) 鉄塔 (ウ) 外構施設 (エ) 伝送路設備 (オ) 無線アクセス装置 (カ) 送受信装置 (キ) 構内伝送路 (ク) 電源設備（予備電源設備を含む） (ケ) 監視制御・測定装置 (コ) ヘッドエンド装置 (サ) その他事業を実施するために必要な経費 (2) (1)に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 (3) 附帯工事費
	用地取得・道路費	(1) 前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む） (2) 附帯工事費
	企画・開発費	(1) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む） (2) その他事業を実施するために必要な経費

## 様式目次

様式第 1 号 放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付申請書 .....	1
様式第 2 号 放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付決定通知書 .....	9
様式第 3 号 放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付申請取下げ届出書 .....	14
様式第 4 号 放送ネットワーク整備支援事業費補助金補助事業の変更承認申請書 .....	15
様式第 5 号 放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付決定変更通知書 .....	17
様式第 6 号 放送ネットワーク整備支援事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書 .....	22
様式第 7 号 放送ネットワーク整備支援事業費補助金補助事業事故報告書 .....	23
様式第 8 号 放送ネットワーク整備支援事業費補助金補助事業状況報告書 .....	24
様式第 9 号 放送ネットワーク整備支援事業費補助金補助事業（年度終了）実績報告書 .....	25
様式第 10 号 放送ネットワーク整備支援事業費補助金の額の確定通知書 .....	27
様式第 11 号 放送ネットワーク整備支援事業費補助金精算（概算）払請求書 .....	28
様式第 12 号 消費税額の額の確定に伴う報告書 .....	30
様式第 13 号 放送ネットワーク整備支援事業費補助金に係る財産処分承認申請/届出書 .....	31

様式第1号（第6条第1項関係）

番号  
年月日

総務大臣 殿

申請者の名称 代表者氏名 (注1) 印

平成 年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付申請書

平成 年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額 (注2) 金 千円

3 補助事業の概要

- 別紙1 第1（地上基幹放送ネットワーク整備事業）
- 別紙1 第2（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業）
- 別紙1 第3（ケーブルテレビネットワーク光化促進事業）

4 添付資料

(1) 別紙2 地域防災計画について（ケーブルテレビネットワーク光化促進事業のみ）

(2) 補助事業に要する経費の見積書

(3) 別紙3 工事概要書 (注3)

(4) 補助事業を連携主体が行うものについては、

ア 当該補助事業を行う連携主体を構成する全団体を列記したもの

イ 本様式に従って交付申請書を提出する地方公共団体又は法人が、当該補助事業を行う連携主体の代表団体であることが確認できるもの (注4)

(注1) 地方公共団体の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表  
市町村長 印 」

地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表  
代表者 印 」

と記載すること

(注2) 消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額 - 消費税仕入控除税額 = 補助金額

(注3) 地上基幹放送ネットワーク整備事業については、工事を要しない場合は提出を要しない。

(注4) 連携主体を構成するすべての地方公共団体又は法人が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面

別紙1

第1 地上基幹放送ネットワーク整備事業

補助事業の概要

申請団体名 代表者氏名	(注)
補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額（事業費×補助率）	事業費
施設・設備費	
用地取得・道路費	
企画・開発費	
合計	

備考

(注) 地方公共団体の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長

」

地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表

代表者

」

と記載すること。

添付書類

(1) 以下の事項を含む整備計画書を添付すること。

- 施設・設備の概要（予備送信所又は予備放送設備の整備の場合はどの既存の施設・設備に係る予備送信所又は予備放送設備であるか、送信所の移転又は補完送信所の整備の場合は既存の送信所では洪水、津波、高潮、地震等の自然災害

の影響があり、送信所の移転又は補完送信所の整備により影響を回避すること  
ができるとの説明を含む。)

・放送エリア図及び放送エリア内世帯数

・補助事業のスケジュール（補助事業に必要な無線局免許に係るものを含む。）

(2) 補助金等によってまかなわれる部分以外の事業に関連する経費の負担者、負担額  
及び負担方法

(3) その他参考となる資料

## 第2 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

### 補助事業の概要

申請団体名 代表者氏名	(注)
補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額（事業費×補助率）	事業費
施設・設備費	
用地取得・道路費	
企画・開発費	
合計	

### 備考

(注) 連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表  
市町村長」

と記載すること。

### 添付書類

- (1) 以下の事項を含む整備計画書を添付すること。
  - ・補助事業により多重化又は監視制御機能が強化されるサービスエリア図等（運営法式（I R U方式、公設公営方式等）、エリア内世帯数及びエリア内加入世帯数）
  - ・補助事業の必要性、緊急性、規模の適正性を示す資料
- (2) 補助金等によってまかなわれる部分以外の事業に関連する経費の負担者、負担額及び負担方法
- (3) その他参考となる資料

### 第3 ケーブルテレビネットワーク光化促進事業

#### 補助事業の概要

申請団体名 代表者氏名	(注)
補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額（事業費×補助率）	事業費
施設・設備費	
用地取得・道路費	
企画・開発費	
合計	

#### 備考

(注) 連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表  
市町村長」

と記載すること。

#### 添付書類

- (1) 以下の事項を含む整備計画書を添付すること。
  - ・補助事業により光化が実現されるサービスエリア図等（運営法式（I R U 方式、公設公営方式等）、エリア内世帯数及びエリア内加入世帯数）
  - ・補助事業の必要性、緊急性、規模の適正性を示す資料
- (2) 補助金等によってまかなわれる部分以外の事業に関連する経費の負担者、負担額及び負担方法
- (3) その他参考となる資料

別紙2

放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱第3条（3）に掲げる  
地域防災計画について

申請団体名 代表者氏名	(注1)
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画の名称	(注2)
地域防災計画におけるケーブルテレビの位置付けに関する記載の引用	(注3)
その他	

(注1) 連携主体にあっては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表  
市町村長」  
と記載すること。

(注2) 地域防災計画の改正が交付申請時までに間に合わない場合は、地域防災計画の改正の見込みが確実であることを証明する書類（例：市町村の計画書、覚書等）を添付するとともに、実績報告時に改正後の地域防災計画を提出すること。

(注3) 様式に収まらない場合は、地域防災計画の写しを提出すること。

## 別紙3

## 工事概要書

事業を行う者の名称

代表者氏名（注1）

印

1 設置場所（注2） ○○県 ○○郡 ○○町 ○○丁目 ○○番地

## 2 建設用地

(1) 建設面積 ○○○. ○m<sup>2</sup>

(2) 海抜高 ○○○m

(3) 敷地の所有関係

 購入 借地

県・市有地、その他（具体的に）の例

主な借地条件（借地料、借地期間等）

平地、山地の別

(4) 用地周辺の状況 取付道路の必要の有無（必要であればその長さ）等

(5) 開発規制の状況 地目 ○○○

開発規制指定解除の必要の有無

## 3 施設の内容

(1) 建物の構造等 ○○○○造 ○階建

(2) 建築面積 ○○○. ○m<sup>2</sup>(3) 延べ床面積 ○○○. ○m<sup>2</sup>

(4) 鉄塔の構造等 ○○○○型 高さ（地上高） ○○m

## 4 実施計画

(1) 着手（予定）年月日 年 月 日

(2) 用地取得（予定）年月日 年 月 日

(3) 着工（予定）年月日 年 月 日

(4) 完了（予定）年月日 年 月 日

## 5 資金計画

（千円）

収入		支出	
財源内訳	交付（予定）額	経費区分	（事業費）
補助金		施設・設備費	
事業を行う者の負担額	予算額		
借入金			
自己資金			
その他（ ）（注3）		用地取得・道路費	
小計			
合計		合計	

## 6 添付図面

- (1) 用地付近の見取図
- (2) 設計の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）

（注1）地方公共団体の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長 印 」

地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表

代表者 印 」

と記載すること。

（注2）施設及び設備を設置する地下鉄、地下街、地下駐車場、道路又はトンネルに固有名称が有る場合は、当該名称を付記すること。

（注3）財源の内容を記入すること。

様式第2号（第7条第1項関係）

番 号  
年 月 日

申請者の名称 代表者氏名（注1） 殿

総務大臣 印

平成 年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第8条の規定により通知する。

記

1 補助事業の区分

2 補助金の交付の対象となる補助事業の内容は、

- 申請書に記載されたとおりとする。  
 一部修正の上、別紙（別紙の第1：地上基幹放送ネットワーク整備事業、別紙の第2：地域ケーブルテレビネットワーク整備事業、別紙の第3：ケーブルテレビネットワーク光化促進事業）のとおりとする。

3 補助金の交付決定額は、 金 千円とする。

4 内訳は次のとおりとする。

経費区分	交付決定額 (千円)
施設・設備費	
用地取得・道路費	
企画・開発費	
合計	

5 補助金の交付条件（注2）

- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）並びに放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱等」という。）の規定に従わなければならない。  
○補助事業の完了後に支払う補助金の額は、実績報告書を交付要綱等に基づき審査した上で確定させるものとする。

- (注 1) 地方公共団体の連携主体にあっては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表  
市町村長」
- 地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、  
「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表  
代表者」
- と記載すること。
- (注 2) 交付要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、その他必要な条件を付す場合がある。

別紙

第1 地上基幹放送ネットワーク整備事業

補助事業の概要

申請団体名 代表者氏名	(注)
補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額（事業費×補助率）	事業費
施設・設備費	
用地取得・道路費	
企画・開発費	
合計	

備 考

(注) 地方公共団体の連携主体にあっては、

「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表

市町村長

」

地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、

「連携主体 (〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ) 代表

代表者

」

と記載すること。

## 第2 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

### 補助事業の概要

申請団体名 代表者氏名	(注)
補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額（事業費×補助率）	事業費
施設・設備費	
用地取得・道路費	
企画・開発費	
合計	

### 備考

(注) 連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長

」

と記載すること。

### 第3 ケーブルテレビネットワーク光化促進事業

#### 補助事業の概要

申請団体名 代表者氏名	(注)
補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額（事業費×補助率）	事 業 費
施設・設備費	
用地取得・道路費	
企画・開発費	
合計	

備 考
-----

(注) 連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長

」

と記載すること。

様式第3号（第8条第2項関係）

番号  
年月日

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注） 印

平成 年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、同補助金 千円の交付申請（平成 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

記

1 補助事業の区分

2 不服のある交付決定の内容又は交付の決定に付された条件

3 理由

（注）地方公共団体の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長 印 」

地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表

代表者 印 」

と記載すること。

様式第4号（第9条第1項関係）

番号  
年月日

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注） 印

平成 年度放送ネットワーク整備支援事業費補助事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金補助事業の一部を変更する必要があるので、放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の区分

2 変更事項及びその内容

（千円）

変更事項		変更前	変更後
内容			
経費の配分	施設・設備費		
	用地取得・道路費		
	企画・開発費		
	合計		

3 変更を必要とする理由

4 変更が補助事業に及ぼす影響

5 添付書類

補助事業の対象となる事業の概要（添付書類 様式第1号関係）及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

6 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

$$\text{交付を受けようとする補助金の額} \quad \text{金} \quad , \quad \text{千円}$$
$$\text{補助金所要額} - \text{消費税仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

（注）地方公共団体の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長

印　　」

地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表

代表者

印　　」

と記載すること。

様式第5号（第9条第3項関係）

番 号  
年 月 日

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 殿

総務大臣 印

平成 年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付決定変更通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金補助事業の変更については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により下記のとおり変更承認し、交付することにしたので、法第10条第4項の規定に基づき通知する。

記

1 補助事業の区分

2 補助金の交付の対象となる事業の内容は、

- 変更承認申請書に記載されたとおりとする。  
 一部修正の上、別紙（別紙の第1：地上基幹放送ネットワーク整備事業、別紙の第2：地域ケーブルテレビネットワーク整備事業、別紙の第3：ケーブルテレビネットワーク光化促進事業）のとおりとする。

3 補助金の交付決定額は、 金 千円とする。  
(本変更承認前の交付決定額 金 千円)

4 内訳は次のとおりとする。

経費区分	交付決定額 (千円)
施設・設備費	
用地取得・道路費	
企画・開発費	
合計	

5 補助金の交付条件（注2）

○補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）並びに放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱等」という。）の規定に従わなければならない。

○補助事業の完了後に支払う補助金の額は、実績報告書を交付要綱等に基づき審査した上で確定させるものとする。

(注 1) 地方公共団体の連携主体にあっては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表  
市町村長」  
地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、  
「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表  
代表者」  
と記載すること。

(注 2) 交付要綱第9条第2項の規定に基づき、その他必要な条件を付す場合がある。

## 別紙

## 第1 地上基幹放送ネットワーク整備事業

## 補助事業の概要

申請団体名 代表者氏名	(注)
補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額（事業費×補助率）	事業費
施設・設備費	
用地取得・道路費	
企画・開発費	
合計	

## 備考

(注) 地方公共団体の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長

」

地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表

代表者

」

と記載すること。

## 第2 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

### 補助事業の概要

申請団体名 代表者氏名	(注)
補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額（事業費×補助率）	事業費
施設・設備費	
用地取得・道路費	
企画・開発費	
合計	

### 備考

(注) 連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長

」

と記載すること。

### 第3 ケーブルテレビネットワーク光化促進事業

#### 補助事業の概要

申請団体名 代表者氏名	(注)
補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額（事業費×補助率）	事 業 費
施設・設備費	
用地取得・道路費	
企画・開発費	
合計	

#### 備 考

(注) 連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長

」

と記載すること。

様式第6号（第9条第4項関係）

番年月日

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注） 印

平成 年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金補助事業を中止（廃止）したいので、放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の区分

2 事業を中止（廃止）する理由

3 経費の支出額内訳

（千円）

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
施設・設備費			
用地取得・道路費			
企画・開発費			
合計			

4 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

(1) 中止期間 年 月 日～ 年 月 日

(2) 完了予定日 年 月 日

（注）地方公共団体の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長 印 」

地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表

代表者 印 」

と記載すること。

様式第7号（第10条関係）

番号  
年月日

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注） 印

平成 年度放送ネットワーク整備支援事業費補助事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の区分
- 2 事故の内容及びその原因
- 3 補助事業の現在の進捗状況
- 4 現在までに要した経費
- 5 事故に対してとった措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）地方公共団体の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長 印 」

地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表

代表者 印 」

と記載すること。

様式第8号（第11条関係）

番号  
年月日

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注） 印

平成 年度放送ネットワーク整備支援事業費補助事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金に係る補助事業の実施状況について、放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

1 補助事業の区分

2 交付決定額の進捗状況

（千円）

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					
用地取得・道路費					
企画・開発費					
合計					

3 補助事業の遂行状況

補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

（注）地方公共団体の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長 印 」

地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表

代表者 印 」

と記載すること。

様式第9号（第12条第1項関係）

番号  
年月日

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金補助事業（年度終了）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成 年度における実績について、放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の区分

2 補助事業の実施状況

（千円）

交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額

3 事業の実施状況（注2）

補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工日	
完了日	

4 事業収支総括表

（円）

補助金	収入		
	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
補助事業者の負担額	予算額		実績額
借入金			
自己資金			
その他（ ）（注3）			

小計			
合計			

(円)

支 出		
経費区分	予算額	実績額（支出額合計）
施設・設備費		
用地取得・道路費		
企画・開発費		
合計		

- 5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 千円  
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真
- (3) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

(注 1) 地方公共団体の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長 印 」

地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表

代表者 印 」

と記載すること。

(注 2) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

(注 3) 財源の内容を記入すること。

様式第10号（第13条第1項関係）

番号  
年月日

補助事業者の名称 代表者氏名（注）

殿

総務大臣

印

平成 年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった平成 年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については、放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱第13条第3項の規定により、平成 年 月 日までに返還を命じる。

記

1 補助事業の区分

2 補助金の確定額は、 金 千円とする。

3 内訳は次のとおりとする。

経費区分	交付確定額 (千円)
施設・設備費	
用地取得・道路費	
企画・開発費	
合計	

4 返還額

（注）地方公共団体の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長

」

地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表

代表者

」

と記載すること。

様式第11号（第14条第2項関係）

番号  
年月日

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度放送  
ネットワーク整備支援事業費補助金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、放送ネットワ  
ーク整備支援事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）し  
ます。

記

1 補助事業の区分

2 請求（返還）金額 金 千円也

3 内訳（注2）

経費区分	交付決定額	確定額 (A)	概算払受領額 (B)	差引請求（返還） 額 (A-B)
施設・設備費				
用地取得・道路 費				
企画・開発費				
合計				

（概算払の場合）

経費区分	交付決定額 (A)	前回までの概算 払受領額(B)	今回請求額(C)	残額 (A-B-C)
施設・設備費				
用地取得・道路 費				
企画・開発費				

合計				
----	--	--	--	--

(注1) 地方公共団体の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長 印 」

地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表

代表者 印 」

と記載すること。

(注2) 負の金額には△印を付すこと。

様式第12号（第16条第1項関係）

番号  
年月日

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の区分

- |                             |   |
|-----------------------------|---|
| 2 補助金額（交付要綱第13条第1項による額の確定額） | 円 |
| 3 補助金の確定時における消費税仕入控除税額      | 円 |
| 4 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 円 |
| 5 補助金返還相当額（4－3）             | 円 |

（注1）地方公共団体の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長 印 」

地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表

代表者 印 」

と記載すること。

（注2）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第13号（第18条第2項、第19条第1項、第20条第1項、第21条第1項関係）

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金に係る財産処分届 承認申請  
出書

平成 年度において、放送ネットワーク整備支援事業費補助金により取得した設備の財産処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

#### 記

##### 1 補助事業の区分

##### 2 処分の内容

（取得財産の目的外使用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）

##### 3 処分の理由

##### 4 取得財産の概要

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置者（事業主体）の名称
- (3) 施設の所在地
- (4) 事業費
  - (ア) 国庫補助金
  - (イ) 都道府県負担金
  - (ウ) 市町村負担金
  - (エ) 一般社団法人等負担金
  - (オ) 電気通信事業者負担金
  - (カ) その他法人等負担金

##### 5 処分の概要

- (1) 処分しようとする相手方（注2）

- (2) 処分しようとする財産の範囲

（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。）

- (3) 処分の期間（注2）

- (4) 処分の条件（注2）

（無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年総官会第790号）に定める額を記入する。）

##### 6 添付書類

間接補助事業者から都道府県に対する承認申請・届出書の写し（間接補助事業の場合に限る。）

（注 1）地方公共団体の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長 印 」

地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表

代表者 印 」

と記載すること。

（注 2）取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

## 放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱について【補足事項】

平成29年2月8日

### 1 財産の処分制限期間について

- (1) 交付要綱第18条第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において規定される耐用年数に相当する期間とする。
- (2) 交付要綱第19条第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、総務省所管補助金等交付規則に定めるところによるものとする。

### 2 交付対象施設等について

- (1) 交付要綱別表の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。
- (2) 交付要綱別表の「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。
- (3) 交付要綱第3条(2)の「別に定める年数」は、設備の方式に応じて次に定めるとおりとする。
  - ア FTTTH方式 設置後10年
  - イ HFC又は同軸方式 設置後13年

### 3 財産処分について

- (1) 交付要綱第19条第2項の収入には、補助事業の実施により預金利息が生じた場合における利息を含むものとする。ただし、交付要綱第12条の報告の際に当該利息相当額を減額して報告した場合は、この限りでない。
- (2) 交付要綱第21条で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日総官会第790号）に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。
  - ア 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物の取壊し並びに建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄である場合
  - イ 間接補助事業者から補助事業者たる一般社団法人等の長への無償の転用である場合
  - ウ 連携主体に属する地方公共団体から同一の連携主体に属する他の地方公共団体への無償の転用である場合
  - エ 補助事業完了後10年を超える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を、公用又は公用に供する次の施設へ転用すること。
    - 地  
域情報施設、研修施設、防災施設、試験研究施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）、社会体育施設（体育館等）、文化施設（美術館等）、児童福祉施設、（児童館等）、老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人（NPO）拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎
    - オ 現に補助金が交付又は交付決定されている補助事業において、地域における放送ネットワークの整備を図るため、補助事業者が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該補助事業者以外の者に利用させる場合
    - カ オ以外の場合であって、目的外利用において、施設を利用しようとする者が補助事業者又は間接補助事業者と異なる場合には、補助事業者又は間接補助事業者から貸与を受けて利用することとする。この場合において、補助事業者又は間接補助事業者が利用者から貸与料金を徴収する場合は、維持・管理に要する経費のみとすること。
- (3) 交付要綱第20条の規定により財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合における納付金額は、残存価値額（処分する施設又は設備に係る補助額に、当該施設又は設備の処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額）とする。

### 4 その他

交付要綱に定める様式第1号から様式第13号までの用紙は、日本工業規格A列4番によるものとする（添付書類を除く。）。

## 別 紙

交付要綱別表の附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）

- 1 電柱
- 2 接地線
- 3 屋外照明施設
- 4 マンホール
- 5 空調設備
- 6 監視設備
- 7 航空標識灯設備
- 8 消火設備
- 9 水道施設
- 10 貯水タンク
- 11 ろか器
- 12 洗面・手洗施設
- 13 仮眠施設
- 14 モニターテレビ
- 15 修理工具
- 16 混信対策防止装置
- 17 ゴーストキャンセラー
- 18 中継用固定無線装置
- 19 地下埋設設備
- 20 構内柱
- 21 予備送受信機
- 22 1から21までに掲げるものに類する施設・設備